

<ご利用にあたっての手続きのご案内>

## 介護保険福祉用具購入

福祉用具購入の支給方法は、従来、利用者が購入費用の全額を事業者に支払った後、支給申請をすることで負担した金額（限度額10万円）の9割または8割の払い戻しを市から受ける「償還払い」方式のみでしたが、平成21年6月より事業者と利用者の合意の条件を満たした場合に、利用者が購入費用の1割または2割を事業者に支払い、残り9割または8割の保険給付分を市が直接、事業者に支給するいわゆる「受領委任払い」方式も選択できるようになったものです。

今般、福祉用具購入費のより適正な給付を実施していくために、平成24年6月より、支給手続きを「事前承認」形式に変更いたします。書式内容としましては、住宅改修と同様に、『承認通知書』を確認後に購入する形式となります。

下記の「支給までの流れ」をご確認の上、支給手続きを進めていただきますよう、よろしくお願ひします。

なお、以下に該当する場合は全額自己負担となりますのでご注意ください。

- ・福祉用具購入前に事前申請をしなかった場合
- ・介護認定の結果が自立（非該当）となった場合
- ・自己負担分を事業者に支払わなかった場合

### 「支給までの流れ」

#### 1 資格の確認

- ① 被保険者の介護度または介護認定が申請済みかどうかご確認ください。自立（非該当）と認定された方や介護認定未申請の方は対象となりません。
- ② 介護保険料を滞納し、『給付制限』を受けてませんか？  
→「受領委任払い」方式での支給はできません。

#### 2 ケアマネジャー等との打ち合わせ

- ① 希望する福祉用具が介護保険の対象になるかどうか、ケアマネジャーに相談してください。対象となる福祉用具の種類は4ページの記載のとおりで、対象とならない場合は全額自己負担となります。
- ② ご本人様の身体状況や生活状況等を確認し、福祉用具の必要性を総合的に判断してください。
- ③ 同一年度に福祉用具購入をご利用になられた場合は、利用限度額10万円の範囲で支給額が変わりますので、残額をご確認ください。

### 3 事前申請（※販売事業者が行ってください。）

- ① 必ず購入前に、以下の申請書類を市に提出して、事前審査を受けてください。
- ② 『チェックリスト』で不備等がないか確認してから提出してください。  
（申請書類と一緒に市へ提出してください。）

#### 《必要書類》

- (1) 『介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払承認申請書』  
または  
『介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費事前申請書』  
(償還払い用)

- (2) 『特定福祉用具の購入が必要な理由書』

→ ・原則、ケアマネジャーが作成してください。

（ただし、ケアマネジャーがいない場合は、福祉用具専門相談員が理由書を作成することができます。）

・記載方法については、別紙「記載要領」をご参照ください。

・具体的かつわかりやすく記述するようにお願いします。

- (3) 『購入対象商品が記載されたカタログのコピー』

◎上記の申請書類以外にも以下の書類が必要な場合がありますのでご注意ください。

- ・『見積書』 → 「すのこ」を購入する場合
- ・『代筆申請書』 → ご本人様以外が申請書を署名する場合
- ・『委任状』 → ご本人様以外の家族の方の口座へ振込む場合
- ・『福祉用具購入費及び住宅改修費に係る償還払特例同意書』  
→ ・ご本人様が「新規申請中」または「入院中・施設入所中」の場合  
・「受領委任払い」方式での支給はできません。

### 4 審査結果の通知

→ 事前審査の結果を被保険者ご本人様宛てに通知します。通知書を確認してから購入してください。なお、通知書とともに『支給申請書』を同封しますので、ご本人様より受け取ってください。

(※事業者への通知はありませんのでご注意ください。)

### 5 福祉用具の購入 → 購入費用の支払い

→ 支払い金額

- ・【受領委任払い】… 購入費用の1割または2割分（限度額10万円）  
及び限度額を超えた自己負担分
- ・【償還払い】… 購入費用の全額

## 6 支給申請（※販売事業者が行ってください。）

- ① 以下の申請書類を市に提出してください。なお、ご本人様が入院・施設入所中の場合は、退院・退所後に提出してください。
- ② 『チェックリスト』で不備等がないか確認してから提出してください。  
(申請書類と一緒に市へ提出してください。)

### 《必要書類》

- (1) 『介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書  
(受領委任払)』

または

- 『介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書』  
(償還払い用)

- (2) 『領収証』（原本及びコピー1部） …確認後、コピーを受け取ります。  
→・ご本人様が支払った金額を記載してください。  
・但し書きに「商品名」を記入してください。

## 7 支給決定及び福祉用具購入費の支給

→ 審査後に支給決定し、ご本人様及び事業者に対して以下の支給決定通知書を送付します。その後、事前申請時に指定した口座へ振込まれます。

### 《支給決定通知書》

#### 【受領委任払い】

- ・事業者宛 … 『介護保険償還払支給決定通知書〔受領委任〕』
- ・ご本人様宛 … 『介護保険償還払支給のお知らせ〔受領委任〕』

#### 【償還払い】

- ・ご本人様宛 … 『介護保険償還払支給決定通知書』

◎なお、振込日は支給申請をした月の翌月末日を予定しています。

## 対象となる福祉用具購入の種目

(参照) 平成12年1月31日老企第34号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知

### ① 腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限る。

1. 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。）
2. 洋式便器の上に置いて高さを補うもの
3. 電動式又はスプリング式で、便器から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
4. 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。）

### ② 自動排泄処理装置の交換可能部品

自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。（専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。）

（平成24年4月より自動排泄処理装置の本体は「福祉用具貸与」として取扱われることとなりました。）

### ③ 入浴補助用具

座位の保持、浴槽の出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって、次のいずれかに該当するものに限る。

1. 入浴用椅子
2. 浴槽用手すり
3. 浴槽内椅子（浴槽内での立ち座りのためのもの）
4. 入浴台  
（浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの）
5. 浴室内すのこ（浴室内の段差解消や転倒予防のためのもの）
6. 浴槽内すのこ（浴槽内の段差解消や転倒予防のためのもの）
7. 入浴用介助ベルト

### ④ 簡易浴槽

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のための工事を伴わないもの

### ⑤ 移動用リフトのつり具の部分

## 手続きにあたっての留意点

### 1. 対象者

要介護認定を受けられた被保険者が対象となります。なお、要介護認定申請中に福祉用具購入を申請したが、要介護認定結果が自立（非該当）となった場合は、支給対象となりません。（緊急を要しないものと判断した場合は申請を受け付けず、要介護認定結果が出た後に改めて申請をするように指示することもあります。）

### 2. 利用限度額

利用限度額は、要介護状態区分にかかわらず年間10万円（保険給付額は9割の9万円または8割の8万円）が限度です。この金額の範囲内であれば、複数回に分割して申請することができます。

利用限度額の残額等の利用状況についてご確認されたい場合は、市へお問い合わせください。

### 3. 被保険者が入院・入所中の場合

介護保険における福祉用具購入は、「在宅サービス」に位置づけされるため、入院・施設入所中の福祉用具購入は原則として認められません。しかし、退院・施設退所後に備えて住環境を整備する必要がある場合は、「特例同意書」を申請書類に添え、「償還払い」方式による事前申請を行うことができます。

ただし、以下の点についてご注意ください。なお、申請手続きの途中で入院・施設入所された場合は、速やかに担当課へ連絡してください。

- ① 入院・施設入所中に事前申請が承認されて福祉用具を購入した場合、支給申請につきましては、退院・施設退所して在宅に戻られたのを確認してから申請してください。
- ② 入院・施設入所中に事前申請が承認されて福祉用具を購入したが、入院・施設入所期間が延長された場合、支給申請につきましては、退院・施設退所して在宅に戻られたのを確認してから申請してください。なお、購入日を起算日として2年を過ぎた場合は、支給対象となりませんのでご注意ください。
- ③ 在宅中に事前申請が承認されたが、購入前に入院・施設入所となった場合、支給申請につきましては、退院・施設退所して在宅に戻られたのを確認してから申請してください。なお、退院・施設退所の見込みがなくなったなどご本人様の状態が変化された場合は、申請を取下げることをお勧めします。

#### 4. 被保険者が生活保護を受給している場合

生活保護を受給している被保険者の場合、以下の手順で支給手続きを行ってください。

- (1) 事前申請は通常通り介護保険担当課に申請し、承認の可否を受けてください。  
→ 同時に事前申請必要書類のコピーを生活保護担当課に提出し、自己負担分請求に係る必要書類を確認してください。
- (2) 購入後、生活保護担当課へ必要書類を提出し、自己負担分を請求してください。
- (3) 振込確認後に被保険者宛の領収証を発行し、介護保険担当課へ支給申請を行ってください。

※領収証の原本は、生活保護担当課に提出してください。

※40歳以上65歳未満で生活保護受給中の要介護認定者（2号みなし）の方は介護保険被保険者でないため、介護保険による福祉用具購入に係る承認・支給申請は受け付けられません。生活保護費より介護扶助として全額支給することとなりますので、諸手続きについては、生活保護担当課へご確認ください。

#### 5. ケアプラン作成者がいない場合

ケアプランを作成しているケアマネジャーがいない利用者に対して介護保険福祉用具購入を行う場合、ケアマネジャーの代わりに「福祉用具専門相談員」が理由書を作成することができます。

#### 【福祉用具購入に関するお問い合わせ】

松原市 健康部 高齢介護課 認定係 （市役所2階 16番窓口）

電話 072-337-3131（直通）

※申請書類は、松原市ホームページよりダウンロードできますのでご活用ください。

《ダウンロード方法》

「ホーム」→「健康・福祉」→「福祉」→「高齢者」→「事業者関係」